放課後等デイサービスセンターあした　　安全計画　第１版

◎安全点検

（１）施設・設備の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ・駐車場周辺 **・消火設備点検**	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ・駐車場周辺 **・消火設備点検**	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ・駐車場周辺	★教室内自主点検 ・机　・椅子　・床 ・おもちゃ ・駐車場周辺

（２）マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し（再点検）予定時期	提示・管理場所
衛生管理マニュアル	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
非常災害対策計画	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
防犯対策指針および防犯（不審者対応）マニュアル	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
防災マニュアル	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
非常災害対策計画	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
災害時マニュアル	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
事故発生防止および発生時の対応指針	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
感染症患者発生時の対応マニュアル	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
安全運転マニュアル	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所
熱中症対策マニュアル	2026年　8月　18日	2027年　3月　31日	事務所

◎児童・保護者に対する安全指導等

（１）児童への安全指導（事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応等）　指導の前に職員研修を行ってから訓練を行う。

4～5月	6～7月	8～9月	10～12月	1～3月
・不審者について教える。	・館内の危険な場所を教える。（階段や扉等）	・館内は走らない 館内から飛び出さない等 を教える。	・手洗い、うがいの大切さを教える（健康衛生管理）	・災害について教える。
不審者対応訓練を行う。	・体調の変化や怪我等があった際は報告するように教える(自分だけではなく友だちについても)	・戸外活動での帽子の着用について教える（熱中症予防） ・喉が渇いた際の水分補給について教える（熱中症予防)。	・保健衛生マニュアルを活用した健康管理や衛生管理の指導(換気や手洗いの重要性、アルコールや次亜塩素酸ナトリウムの重要性等）	・避難訓練で災害に対する理解を深め、速やかに避難行動できるようにする。方法を訓練する。

（２）保護者への説明・共有

毎年
・安全計画をホームページに掲載して、周知を図る。（毎年３月を予定） ・安全計画及び安全に関する取組の内容についてホームページに掲示し、毎年説明し、周知を図る。 ・各対応に変更があった場合などは、おたより，メールを活用し、取組内容の周知を図る。 ・契約時に説明し周知を図る。

放課後等デイサービス完全管理・研修・訓練

項目	実施回数・整備区分	通知	注意点・整合性
染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会	定期的（法令）おおむね３カ月に１回（４回）	幅広い職種で構成し、専任担当者を決め、おおむね３カ月に１回以上、必要に応じ随時開催する。	法令の文書は「定期的」。実施頻度は解釈通知でおおむね３カ月に１回以上と具現化。
染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する研修	定期的（法令）／年２回以上＋新規採用時は必ず。（解釈通知）	指針に基つく研修プログラムを作成し、定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には必ず感染症対策を実施することが重要。	新規採用時の記載を入れるべき 現行一次資料で「必ず」まで確認できる。
染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する訓練	定期的（法令）／年２回以上	訓練（シュミレーション）を定期的に行うことが必要。 ・机上及び実施を適切に組み合わせて実施	法令は「定期的」。 年２回以上という数字は解釈通知・ガイドで確認。
虐待防止のための対策を検討する委員会	年３回　（７月、11 月、３月）	役割は計画作り、モニタリング、発生後の検証・再発防止策の検討。 少なくとも年に１回は開催することが必要。	法令は「定期的」。 解釈通知は年に１回以上が必要。
虐待防止のための研修	定期的（法令）／年１回以上＋新規採用時は必ず（解釈通知） ６カ月に１回程度がより効果的。	定期的な研修を実施（年１回以上）し、新規採用時には必ず虐待防止研修を実施することが重要。	法令は「定期的」。 年に１回以上、新規採用時必ずは解釈通知。６カ月に１回はガイドブック上の推奨であり、義務ではない。
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会	定期的（法令）／少なくとも年に１回開催が望ましい。（解釈通知）	幅広い職種で構成し、専任担当者を決定。少なくとも１年に１回は開催することが望ましい。虐待防止委員会と一体運営も差し支えない。	虐待防止委員会と異なり、解釈通知の表現は「必要」ではなく「望ましい」。 監査対応上は年１回以上で運用しておく方が安全。
身体拘束等の適正化のための研修	定期的（法令）／年１回以上＋新規採用時は必ず（解釈通知）	年１回以上実施し、新規採用時には必ず身体拘束等適正化等研修を実施することが重要。他研修と一体化も可。	法令は「定期的」。 解釈通知で年に１回以上、新規採用時必ずが確認できる。
業務継続計画（BCP）研修	定期的（法令）/年１回以上（解釈通知）／新規採用時は別研修が望ましい（解釈通知）業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に実施しなければならない。	定期的（年１回以上）な教育を開催し、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 平時から周知・研修・訓練が必要。	BCP の数値根拠は解釈通知の年 1 回以上。 新規採用時は「必ず」ではなく「望ましい」
業務継続計画（BCP）訓練	定期的（法令）／年１回以上 業務継続計画について周知するとともに、必要な訓練を定期的に実施しなければならない。	役割分担の確認や支援の演習等を定期的に（年１回以上）に実施。 感染症 BCP 訓練は感染症訓練と一体実施も差し支えない。	法令の「定期的」を、解釈通知が年１回以上に具現化。
安全計画に関する研修	定期的（法令）/最小回数の数値明示無し安全計画について周知するとともに研修を定期的に実施すること。	【安全管理通知】安全計画やマニュアルを体得できるよう、読み合わせ、指差し確認、ロールプレイング等の実践的な研修を示す	現行一次資料では、安全計画研修を年 1 回以上等と数値化した文言は確認できない。「定期的（法令）」が正解。
安全計画に関する訓練	定期的（法令）/最小回数の数値明示無し安全計画について周知するとともに、訓練を定期的に実施すること。	【安全管理通知】地震・火災・地域特性に応じた災害、不審者侵入、救急対応、送迎時安全等の実践的訓練を示す。	安全計画研修と同じく、最小回数の数値は現行一次資料で確認できない。

非常災害に関する訓練	定期的（法令）/最小回数の数値明示無し 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	地域住民との連携に努め、消防関係者の参加を促し具体的な指示を仰ぐなど、実効性のある訓練とする。	指定通所支援基準例では、回数の数値は確認できない。 「定期的（法令）」が正解。
消防訓練	年２回以上 ※防火管理者が必要な防火対象物	消火訓練及び避難訓練を年に２回以上実施。	消防訓練の年２回以上は消防法令由来。 非常災害訓練とは別管理が必要。

◎委員会・研修・訓練

（１）訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
委員会 ※１	・防災教育			①虐待防止及び身体拘束等の適正化のための委員会	①感染症等対策委員会	・業務継続計画（BCP）委員会
研修・訓練 ※２	・災害時備品の確認 ・救急箱内の確認 ・安全計画の周知、研修			・送迎時の安全運転、確認方法について	①虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修 ・安全計画に関する研修 マニュアル読み合わせ ・不審者対応訓練	①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修 ・業務継続計画（BCP）研修・訓練
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等 ※１	②感染症等対策委員会 ・防火訓練	②虐待防止及び身体拘束等の適正化のための委員会	③感染症等対策委員会	・緊急時対応等における対応訓練	④感染症等対策委員会	・防火訓練（総合訓練） ③虐待防止及び身体拘束等の適正化のための委員会
研修・訓練 ※２	②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対応方法（訓練）	②虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修 ・緊急時における対応訓練	③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修 ・送迎時の安全運転、確認方法について	・次年度の安全計画の確定確 ・各種訓練等の年間スケジュールの作成	④感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修	③虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修

◎ 再発防止策の徹底

- 朝礼又は終礼時に事故報告の社内共有
- 自治体への事故報告
- ヒヤリハット、事故報告書の作成
- ヒヤリハット、事故の報告、共有
- 対策を考える
- 関係機関や保護者と共有
- ヒヤリハット事例の事業所内研修

◎ その他の安全確保に向けた取組

- 無断欠席のご利用者へ電話、メールを使った安否確認
- 各種チェックリストの活用